

鴻巣市議会 会派 このす自民ニュース

発行日：令和4年1月20日  16号



**このす自民は、明日の鴻巣に責任を果たすために
2022年も懸命に活動して参ります。**

新型コロナウイルス対策

埼玉県都市競艇組合新型コロナウイルス感染症対策特別補助金1,000万円を活用し、鴻巣市本庁舎、公民館や生涯学習センターなど主だった施設に空気清浄機を購入配備し、市民の皆さんが安心して施設を利用できるようになります。



鴻巣市中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定

平成26年、国で小規模企業振興基本法が制定され、埼玉県においても平成29年度に埼玉県小規模企業振興基本条例が策定されました。

それまで小規模事業者は中小企業の範疇はんちゆうに置かれ、様々な中小企業政策は、小規模事業者にとっては規模が大きすぎて実際にそれを使って事業を展開することはなかなかできない実情がありました。その問題をまず国において「小規模企業振興法」を定め、それをもとに最大50万円の補助(補助率3分の2)を使える小規模事業者の身の丈に合った施策(持続化補助金)が始まり、小規模事業者の事業持続に対し大いに力となりました。

私たちこのす自民は、会派として本市の地域特性に合った小規模企業の振興条例が必要と考え、市へ必要性を訴えてきました。条例は理念条例として、前文に重点をおき、本市の立地、歴史、文化とともに今後の課題を踏まえて、事業者が直面する問題点を直視しています。その上で地域社会における役割や必要性を認め、中小企業および小規模企業の振興を市政の重点課題に位置付けました。中小企業等の自主的な努力のもと、この条例の肝である、市が振興方針を立て、財政措置を講ずることを定めています。今後、市や商工会・金融機関との連携により、中小企業および小規模企業振興の計画策定、実施に至るよう、積極的に支援してまいります。



12月議会報告

本議会は、令和3年度一般会計補正予算(第9号~第11号)等、23議案が上程され、審議した結果、いずれも原案のとおり同意・可決しました。主な内容は、新型コロナウイルス感染症が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子どもたちを力強く支援し、その未来を拓く観点から、子育て世帯を支援するための給付金などの補正予算です。

また、議員提出議案「鴻巣市議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」が全会一致で可決しました。1日2,000円の費用弁償が、市議会議員改選時期である令和5年5月1日より廃止となります。

子育て世帯への臨時特別給付金

子育て世帯に対する支援として、18歳以下の子ども1人あたり10万円相当の給付が、国の方針として実施されることになりました。本市としては、現金10万円を一括で支給するため、12月議会最終日の12月17日に補正予算の議案が提出され、全会一致で可決しました。

申請不要 児童手当を受給中の世帯は基本的に申請不要で、児童手当の受け取りの指定口座へ12月22日に支給済です。

申請必要 16~18歳の子どもがいるが、15歳以下の子どもがいない世帯は申請が必要です。

また、支給の対象外となるいわゆる「年収960万円以上」の世帯の児童に対しても、本市独自に支給対象を追加し、児童1人につき5万円の支給を実施いたします。(特例給付を受けている世帯は申請不要) いずれも、市より、申請の案内が郵送されています。



道路や下水道の雨水対策!



のもと 恵司

近年激しい雨が降ることが多いと感じます。排水能力を超え、道路が冠水してしまうという相談もいただいています。



市道の雨水対策は、道路課と下水道課にそれぞれ関係するため、双方による対策が必要になります。また、令和元年東日本台風の際には市内で市道の道路冠水が43か所、床下浸水が18件報告されています。特に元荒川と箕田赤見台都市下水路が合流する周辺の鴻巣・沼田地区は被害が多く、県では元荒川の嵩上げ工事、川底の泥や川に生えている雑木の除去を行いました。市では箕田赤見台都市下水路も嵩上げや水門の対応工事が令和3年1月に完了し、今年度中にポンプ場の遊水池の泥の除去を行い、その後上流部の浚渫をすることになります。

水路には市の管理ではないものもあるため、水害を防ぐためにはそれらの管理者との調整も必要になります。水害の無い安心・安全な生活確保のため、計画的に事業を進めることを担当課に確認しました。

国民健康保険税の引き上げについて!



坂本 国広

埼玉県のどこに住んでいても同じ世帯構成・所得であれば同じ保険税となるよう保険税水準の統一が進められています。令和9年度の埼玉県内での保険税水準の準統一に向けて段階的な引き上げを行うための改正です。ほぼ全世帯で引き上げになりますが、未就学児のいる世帯に対しては軽減措置が行われます。多子世帯減免も継続されます。このす自民は、段階を踏んで取組む必要があることとともに、加入者が支払う保険税と給付される医療費等の負担と受益の公平性も重要であると考えており、保険税の引き上げを盛り込んだ条例改正の議案に賛成しました。

※令和3年度 特定健康診査は、実施期間が令和4年2月28日(月曜日)までに延長されました。

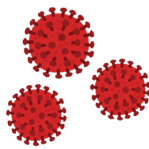


新型コロナウイルス、第6波の備えは!



しばさき 和好

日本での感染者数は昨年秋頃より減少傾向にありましたが、年末ごろから増加傾向となり、現在では新変異株オミクロンの市中感染も出ており、第6波に入ったともいわれ、今後の更なる感染拡大が心配されています。



これまで公共施設の利用制限や学校行事、市の行事などの中止や自粛が相次ぎ、市民の生活が大きく制限されましたが、鴻巣市においては緊急事態宣言発令中もクラスターが発生することはありませんでした。第6波が懸念される今後も引き続き感染予防対策を徹底して参ります。

子どもたちの教育環境について教育委員会は「学校行事の教育的意義を踏まえ、うえで各校が行事の実施に向けて最大限の配慮をしながら指導していく」としています。今後も子どもたちへの配慮と市民への情報発信がより深く、広く行き渡るよう要望して参ります。

性の多様性の理解を深めるための取組!



代表 とんしよ すみ江

性的指向や性自認が差別やいじめの原因になることがあります。また、これらの悩みを抱えた子供が自己否定や疎外感を抱くこともあります。学校や自分の生活空間に一人でもLGBTに理解のある人がいるだけで30%も希死念慮きしねんりょ(死にたい、消えてしまいたいと思う気持ち)が下がるそうです。最も長く過ごす学校で、性の多様性を認め合う教育を推進することが重要です。

学校において、LGBTの児童生徒に対して、適切な配慮が行われるようトイレの利用、健康診断や宿泊行事、制服及び服装や髪型、体育の授業等での着替え、体育や保健体育、水泳などの授業において、本人の希望に寄り添う配慮を求めました。



中根かずゆき News



あけましておめでとうございます。

去年は、新型コロナとの戦いが続く中、首相の交代、そして総選挙と、政治の世界でも大きな動きがありました。私も、皆さまの日ごろからの温かいご支援、ご協力のおかげで、改めて国政の場で働く機会を頂きました。心からの感謝を胸に、改めて、日本国、そして地元埼玉六区の皆さまのために粉骨砕身活動して参ります。

本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、総選挙後の特別国会において、衆議院の国土交通委員長を拝命いたしました。国会における国土交通行政の議論をリードする立場となり、改めて身の引き締まる思いです。道路などの交通網の整備、老朽化したインフラのメンテナンス、ダムなどの防災対策、新型コロナの影響を受けた観光産業の立て直しなど、命と豊かさにつながる重要な、そして対策にお金のかかる課題が山積しています。その一つ一つに熟議を尽くし、より無駄なく、安心して暮らしやすい国土づくりに取り組みます。

この鴻巣市においても、上尾道路・新大宮上尾道路の整備と、大規模河川である荒川の水害対策については特に、原口市長、中屋敷県議、市議団の皆さまと共に、地域の声を国政に届け、その必要性に見合う措置が取られるよう取り組んで来ました。

上尾道路・新大宮上尾道路は単なる道路ではなく、命を守る道路です。国道17号の複線化により、日常の渋滞緩和のみならず、消防車・救急車の到着時間の短縮、災害時の緊急車両通行ルート確保といった命を守る効果も期待されます。高齢化が進み、災害も頻発化している昨今、これら道路整備はますます重要になっており、速やかな開通に向け取り組んでいきます。

また、毎年のように日本のどこかで水害が発生しています。鴻巣市も例外ではなく、台風19号の際には大きな被害が出ました。次はいつ、どんな大雨が降るかわからない今、越水対策となる堤防の整備は一刻の猶予もありません。こちらもできるだけ速やかに、災害リスクを抑え込めるよう取り組みます。



地域の声を国政に届け、政策として積み上げ、そして地域の安全安心で豊かな暮らしを守る。それが与党議員の仕事だと信じ、今年も一年取り組んで参ります。

どうか皆さま、温かいご指導とご支援を頂きますようお願い申し上げます。

末筆になりますが、令和四年が皆さまにとっても素晴らしい年になりますように祈念申し上げます。

チャレンジ通信



なかやしき慎一



睦月に思う

皆様、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。いや～、しかし今年の冬は「寒い」ですね。「原稿」打ちながら外に目をやると、なんと「雪」が降ってきました。第6波に入ったとも言われる「コロナウイルス感染症」に備えていただくとともに、「寒さ対策」もしっかり整えこの冬を乗り越えましょう。

【令和3年度】

- 自由民主党埼玉県支部連合会 組織委員長 政務調査会長代理
- 自由民主党鴻巣支部 支部長
- 埼玉県議会自由民主党議員団 政務調査会長

『埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例』施行までのエピソード！！



昨年10月1日に、「埼玉県エスカレーターへの安全な利用の促進に関する条例」が施行されました。この条例の特徴は、エスカレーター利用時の転倒などの事故を未然に防ぎ、安心して安全に利用していただくために、エスカレーター利用時には立ち止まることを「義務」としたことにあります。条例制定時の提案者代表を私が務めさせていただきましたが、対案を提出した第2会派(無所属県民会議)以外のすべての会派と無所属議員の賛同を得て決したものです。

その意義を見出すことができました。係わっていただいた皆さんに感謝いたします、「ありがとうございました。」

さて、条例制定に向けた動きの中で、私自身や私の事務所には様々なご意見も寄せられました。ご高齢の皆さんや女性、そして子育て中のお母さんなどからは「よい取り組みだと思う」「定着するよう頑張る」などの評価をいただく意見が多かったものの、企業戦士であろう働き盛りの年齢の男性からは、「人が歩くのを邪魔するな」「電車の乗り換えに間に合うようダイヤ改正しろ」「輸送効率が悪くなる」などの意見も寄せられました。私も「急ぎたい気持ち」は理解できないわけではありませんが、製造メーカーの方が話していたように、「エスカレーターはむき出しの金属」です、転倒すれば必ず「ケガ」を負うことになるでしょう。そして、利用者は「健常」な人だけとは限りません。条例施行から3か月を経過した今、市民、県民の皆様は改めて「立ち止まってのご利用」をお願いいたします。

この条例提案に至る過程で、昨年度の県議団政務調査会3役は、エスカレーターの様々な事案を束ねる「日本エレベーター協会」、エスカレーターを製造しているメーカー、エスカレーターの安全性などの研究者の皆さんと様々な意見交換を重ね、